

ゆかりの舞特別公演

国指定重要無形民俗文化財

綾子舞

あやこまい

帛の帯
五泉市指定無形文化財

柏崎市綾子舞保存振興会
(下野保存会)
五泉帛の帯保存会
平成26年7月5日(土)
会場 五泉市錦町 興泉寺本堂
午後2時開演

本日の演目	綾子舞	一、	小歌踊	常陸踊
		二、	小歌踊	小原木踊
帛の帯		三、	狂言	海老すくい
綾子舞		四、	小歌踊	堺踊

主催 興泉寺世話人会

綾子舞演目解説

はじめに

綾子舞は、柏崎市女谷におよそ500年前から伝承されてきた古典芸能です。京都から伝えられた初期歌舞伎の姿を今に残している貴重なもので、小歌踊・雛子舞・狂言の三つから成っています。

現在、女谷の高原田地区と下野地区のそれぞれの座元で伝承されており、演目や形態に異なったところがあります。今日は「下野保存会」による公演です。

一、【小歌踊】 常陸踊



昔、茨城県を『常陸の国』と呼んでいました。

常陸の国、鹿島神社の正月行事には、若い男女が心に思う好きな人の名を帯に書いて神前に供え、神職の禰宜（ねぎ）がこの帯を結んで縁結びをするという帶占いをしました。縁結び常陸帶といいます。

この後の酒宴での歌舞がもとになって常陸踊が生まれたといわれています。

この常陸踊は、下野と高原田の両座元に残っていますが歌詞に少し違いがあります。

二、【小歌踊】 小原木踊

京都の大原という所の女性を大原女（おはらめ）と呼んでいました。

小原木踊は、大原女が都にいる恋人に会うために薫物を売って歩く様を表現している踊りで、薫物を売る情景から始まります。

この小原木踊の「さし」は、他の踊りと違って謡曲のようにお雛子の伴奏のない独吟で始まります。

振り袖を着ていながら袖の振りはなく、19種類の扇の手振りが美しい踊りです。



三、【狂言】 海老すくい



殿様が家来である冠者に、明日の来客のご馳走に鎌倉の海老を買ってくるようにと命じます。

家来が代物(錢)を請求しますが、殿様は「代物はない。汝計らえ」（お金はない。お前が自分で用意しなさい。）と言います。

腹を立てた冠者は、殿様をだましてやろうと一計を案じます。途中に狂言小謡・小舞があるところが情趣を添えている能狂言風のものです。

この海老すくいは、下野と高原田の両座元に残っていますが、下野と高原田では台詞に違いがあります。

四、【小歌踊】さかいおどり 堺踊

大阪の堺は、信長、秀吉の時代南蛮貿易で栄えた自治の町でした。堺の遊女の描写で始まります。「堺、堺といつても花の都にはかなわない」と歌っています。



*綾子舞の演目は、出演者の都合により変更になることがあります。

「帛の帯」解説

帛の帯は、江戸末期から明治初年頃には現在継承されている帛の帯に歌詞が創りあげられ、明治から平成の時代数度の衰退期、変遷の過程をたどりながらも今日まで保存会を中心に五泉庶民の行動・伝承によって継承してきた。

帛の帯の踊りは、今から約二百年前、古来の踊りを幾分柔らかく改め普及したもののが現在の踊りであるとされ、唄も在来の盆踊り唄の歌詞に変わってきた。現在唄われている唄の歌詞は右のような歌詞である。



写真は特別養護老人ホーム竣工式での公演
平成26年3月28日

帛の（ハアソレエ）	帶して	錦を着よと	ハアドンドン
思（ナナハイ）	いの	オーオナ	ナナハイ
ま（ハアドンドン）	まななる	サードンドン	サイショ
ごせん羽二重	茜に染めて	サアーアサ	ままになる
厚いとこ	捕うた	捕うた	帛の帯
情けの	水湧くところ	水湧くところ	

(ゆかりの舞) 綾子舞と帛の帯

興泉寺と綾子舞の因縁について

綾子舞(あやこまい)は、柏崎市女谷に、およそ500年前から伝承されてきた古典芸能です。

越後国守護上杉房能公の自刃後(1507年)、柏崎市女谷へ逃れてきた奥方綾子によって踊り伝えられたという伝承があり、中世の風流踊り初期歌舞伎の姿を残している貴重なもので、小歌踊・囃子舞・狂言の三つからなっています。昭和51年に国の重要無形民俗文化財の指定を受けました。

興泉寺が現在の地に移って【興泉寺】と寺号を改める前、船越の地に【興隆寺】という名前で創建された時(1501年)の開基(寺建立の寄進者)がその当時の越後守護職上杉房能公(戦国時代の守護大名)です。

上杉房能公は、上杉謙信の父長尾為景方の追討を受け、松之山郷天水越で自刃し、その地に「管領塚」として祀られています。

戒名は「雙碧院殿陽空常重大居士」として興泉寺開山堂のお位牌にも記され、毎朝の勤行でも代々読み上げられています。



綾子舞現地公開
(柏崎市・綾子舞会館)

興泉寺と帛の帯の因縁について

帛の帯(はくのび)は、元来武家の踊りで、五泉城主甘糟備後守景継の創始という伝承の残るものです。鎧の上に綿の入った絹の刀帯を締め、出陣の前夜士気を鼓舞するために踊ったところに由来します。

五泉独特の踊りであり、能の所作を多分に取り入れたもので、踊り手は男性で、見ると対面し横一列に並んで一礼します。歌と一緒に踊り始め、歌の終わりと一緒に一礼して終わりです。踊り手は、白紙一枚の上で踊るとされその装束や小道具は紋付きに袴を着け腰に白扇を差します。

古来の様式を残したものとして、昭和60年に五泉市の無形文化財に登録され、現在も保存会によって伝承されています。

興泉寺の5世代に現在地に寺基を移し(1562年)、興泉寺と改めたのは甘糟備後守景継公が五泉城主として帰依したためと伝えられ、現興泉寺の開基として上杉房能公と同じく興泉寺開山堂に位牌を安置し、戒名は「大應寺殿本休徹無大居士」として毎朝の勤行で代々読み上げられています。



五泉市民芸能祭での発表

国指定重要無形民俗文化財(昭和51年5月4日指定)

柏崎市綾子舞保存振興会・柏崎市綾子舞後援会
綾子舞会館 〒945-1252 柏崎市大字女谷4529番地

五泉市指定無形文化財(昭和60年10月31日指定)

五泉帛の帯保存会 〒959-1821 五泉市赤海2-1-19

興泉寺開基とゆかりの宝物

○興泉寺2人の開基

1. 上杉房能（うえすぎふさよし）公（戦国時代の守護大名）
——船越に興隆寺（興泉寺の前身）を建立
2. 甘糟備後守景継（あまかすびんごのかみかけつぐ）公（五泉城主）
——興隆寺を興泉寺と改めて、現在地（錦町）に建立



○上杉家、甘糟家系の写し掛け軸一幅 (1)(2)

越後守護上杉房能公と五泉城主甘糟備後守景継公の由来と没年、戒名が記されている。

明和5年（1768年）に、山形県米沢の商客に依頼し調べてもらい興泉寺17世観禪和尚の元に届いたもの。



○五泉城主 甘糟備後守景継公が所持していた宝剣（脇差） 二振り (3)

上 銘文 武州下原住康重
刃長 一尺三寸八分五厘
刃文 亂れ
時代 室町時代

朱文字で千手観音と八幡大菩薩の刻字がされている。(4)(5)



○文化財保護委員会登録証と鑑札（木札）(6)

昭和26年3月刀剣登録
村松警察署の鑑札（昭和21年）



○五泉城主 甘糟備後守景継公 奥方所持の琵琶 (7)

損傷が激しく惜しまれるが、当時は絹の弦が張っていたものと推察され、戦国時代の音色が聞こえそうである。



○宝剣・琵琶用の保存箱蓋裏書き (8)(9)

守本尊観音菩薩の佛縁記——興泉寺25世俊英和尚筆（明治14年）

現在観音堂に安置してある千手観音の御腹中に、五泉城主 甘糟備後守景継公の守り本尊である一寸八分の千手観音が納められていることの箱書き。

興泉寺過去帳には、享保8年（1723年）新像を造り体内に守り本尊を納めたと記されている。



(9) 観音堂安置千手観音→



○甘糟備後守 護り本尊觀音菩薩戒名軸 ⑩

明治中期頃（興泉寺25世代）に百家の施主を募り、中央に五泉城主の戒名と百基の戒名を記して、千手観音の修復と供養を行ったと思われる。

○本寺金龍寺（新田義貞の菩提寺）伝来

十六羅漢軸（彩色摺版）

上 永平寺開山道元禅師親筆と伝えられる『十六羅漢現瑞記』(12)

(宝治3年(1249年)正月1日に永平寺方丈を始め、多くの場所に十六羅漢が現れたことを記したもの)

中 本寺金龍寺に伝来する絹本着色十六羅漢像16幅（重要文化財）を
一紙に転写し彩色したもの **13**



下 十六羅漢像伝來の由来記 14

(この十六羅漢は宋李龍眠筆と伝えられ、道元禅師が宋より帰朝の時将来し、建長寺に贈られ、執権北条氏を経て新田義貞の手中に帰したものだという由来を金龍寺住職が記したもの)



上 12



中 13



下 14



○興泉寺歴住の証明軸 ⑯

16

興泉寺の本寺である金龍寺住職（毛山長澤）が、興泉寺開山（金龍寺4世）から11世までの歴代住職の名前を証明した掛け軸。延宝5年（1677年）

(当時は住職が代わると必ず本寺へ届け出ることになっていた)



興泉寺ゆかりの舞（綾子舞と島の帶）特別公演協賛者一覧 (五十音順・敬称略)

秋葉鳥金
あしなが保険株
株池田建設
ガーデンホテルマリエール
(有)下越自動車工業
株クリーンアロー
株五泉会館・五泉葬祭
近藤酒造株
清風園
セレモニホール五泉
椿製作所
中山建設工業
新潟ビーイング観光
株波多野工務店
林総設
株ヒカリ食品
ビューティイシとう
株福宝
文福
株式会社放光
堀内カメラ
(有)本間葬祭
未妥未妥会
松澤実
松田幸崇門
松信株式会社
丸松園
宮腰一博
やまちよう
(有)山福
横山建設株
ろばた焼
渡辺仁
杉

(このパンフレットは、上記協賛者他多くの方のご厚志により作成しました。協賛有難うございました。)